

○伊奈町及び谷和原村の合併に伴う条例等の整備に関する条例

平成18年3月1日
常総衛生組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、常総衛生組合（以下「組合」という。）から平成18年3月26日に伊奈町及び谷和原村が脱退し、同年3月27日につくばみらい市が組合に加入することに伴い、現に効力を有する条例、規則、規程、訓令（以下「既存の条例等」という。）の整備に関し、必要な措置を定めることを目的とする。

(改正)

第2条 既存の条例等中「市町村」を「市」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。